

## 予防活動事業 横断幕の作成

【横断幕使用目的】 住宅用火災警報器の普及促進用として使用します。

【横断幕サイズ】 横 1.9m×縦 1.3m

【作成目的】

住宅用火災警報器は、平成 17 年公布の葉山町火災予防条例により一般住宅にも義務設置となり、条例の施行から 10 年以上が経過しております。

毎年、設置率について調査を実施しておりますが、葉山町の設置率は約 80% 台となっています。また、既に設置済みの住宅につきましても交換時期（設置から 10 年）を迎える住宅が多くなっていると考えられます。

このことから、設置の必要性及び交換時期による設置率低下を防止することを目的とし、住宅用火災警報器について再認識をしていただけるよう広報の一環として作成するものです。

※2006 年(平成 18 年 6 月)以降の新築住宅については設置済みとなっています。



消防庁舎掲出場所

西側フェンス



煙体験ハウス

掲出例